肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

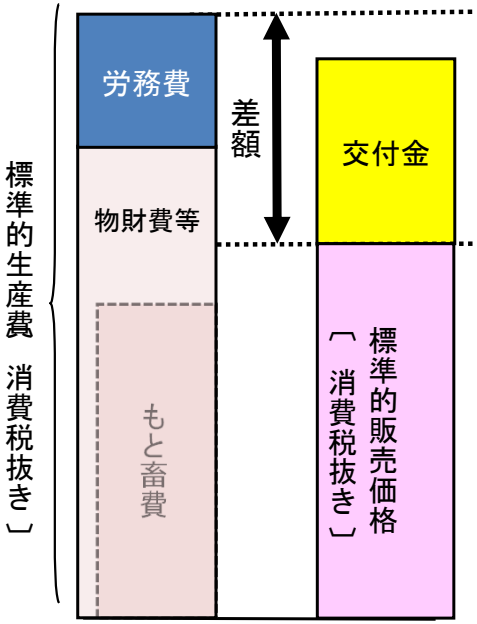
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～32,000円／頭
交雑種　：18,000円／頭
乳用種　：19,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和８年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和８年11月支払分：９月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		－
	東北	青森県	－
		岩手県	－
		宮城県	－
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	－
	関東	茨城県	－
		栃木県	－
		群馬県	－
		埼玉県	－
		千葉県	－
		東京都	－
		神奈川県	－
		山梨県	－
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県	－
		石川県 ☆	－
		福井県	－
	東海	岐阜県	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県	184,826
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	－
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	6,179

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

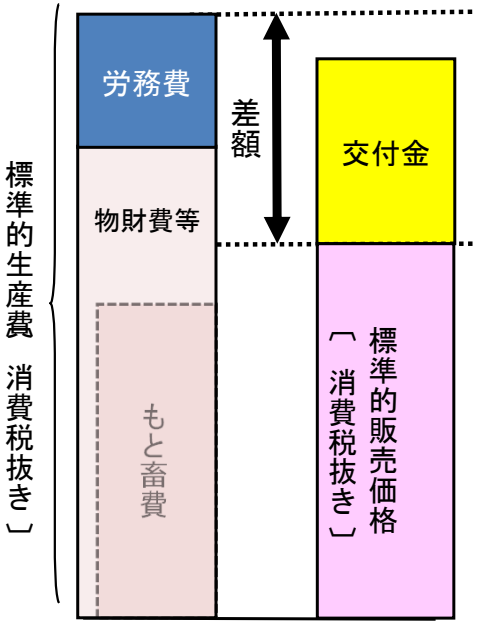
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：　5,000円～32,000円／頭
交雑種　　：18,000円／頭
乳用種　　：19,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和８年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和８年10月支払分：８月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		－
	東北	青森県	－
		岩手県	－
		宮城県	－
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	－
	関東	茨城県	－
		栃木県	－
		群馬県	－
		埼玉県	－
		千葉県	－
		東京都	－
		神奈川県	－
		山梨県	－
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県 ☆	－
		石川県 ☆	－
		福井県	－
	東海	岐阜県	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県 ☆	159,377
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	－
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	－

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

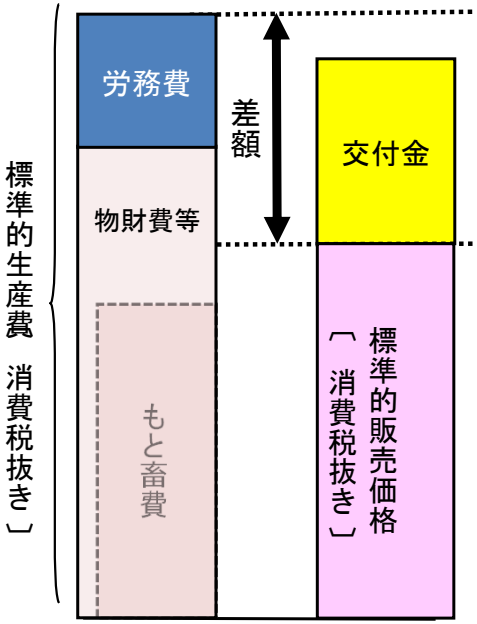
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～32,000円／頭
交雑種　：18,000円／頭
乳用種　：19,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和８年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和８年９月支払分：７月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		－
	東北	青森県	－
		岩手県	－
		宮城県	－
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	－
	関東	茨城県	－
		栃木県	－
		群馬県	－
		埼玉県	－
		千葉県	－
		東京都	－
		神奈川県	－
		山梨県	－
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県 ☆	－
		石川県	－
		福井県	－
	東海	岐阜県 ☆	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県 ☆	141,159
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	－
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	2,404

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

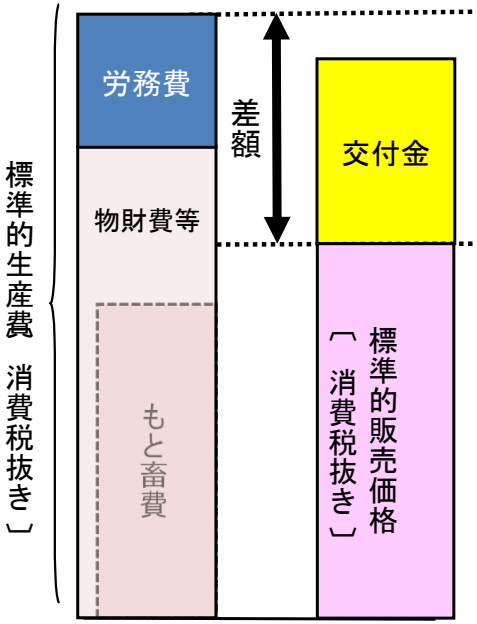
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～32,000円／頭
交雑種　：18,000円／頭
乳用種　：19,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和８年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和８年８月支払分：６月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		－
	東北	青森県	－
		岩手県	－
		宮城県	－
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	－
	関東	茨城県	－
		栃木県	－
		群馬県	－
		埼玉県	－
		千葉県	－
		東京都	－
		神奈川県	－
		山梨県	－
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県 ☆	－
		石川県 ☆	－
		福井県	－
	東海	岐阜県	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県 ☆	49,761
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	－
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	－

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

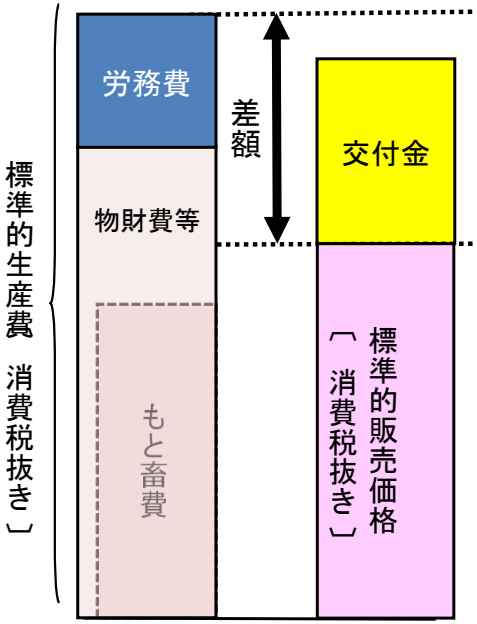
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～32,000円／頭
交雑種　：18,000円／頭
乳用種　：19,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和８年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和８年７月支払分：５月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		－
	東北	青森県	－
		岩手県	－
		宮城県	－
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	－
	関東	茨城県	－
		栃木県	－
		群馬県	－
		埼玉県	－
		千葉県	－
		東京都	－
		神奈川県	－
		山梨県	－
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県 ☆	－
		石川県 ☆	－
		福井県	－
	東海	岐阜県	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県 ☆	9,288
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	－
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	2,650

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

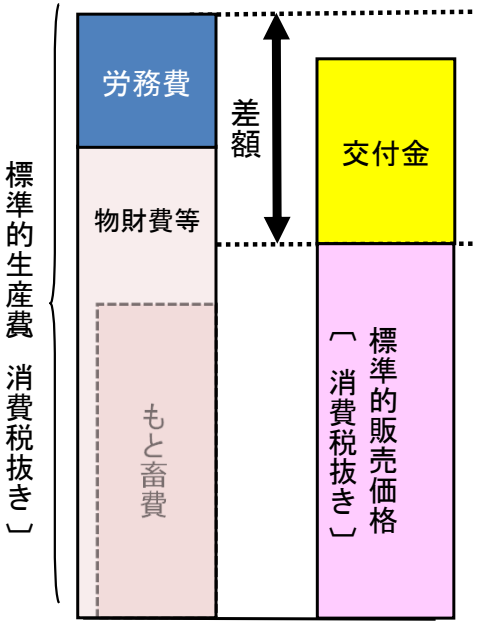
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～32,000円／頭
交雑種　：18,000円／頭
乳用種　：19,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和８年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和８年６月支払分：４月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		－
	東北	青森県	－
		岩手県	－
		宮城県	－
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	－
	関東	茨城県	－
		栃木県	－
		群馬県	－
		埼玉県	－
		千葉県	－
		東京都	－
		神奈川県	－
		山梨県	－
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県	－
		石川県 ☆	－
		福井県	－
	東海	岐阜県	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県 ☆	－
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	－
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	9,678

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

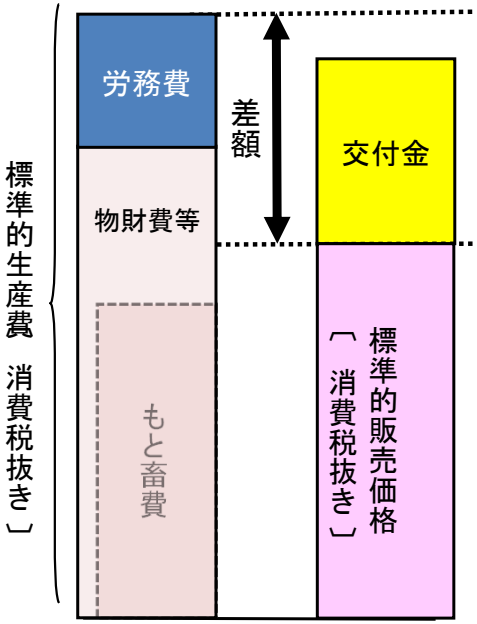
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～32,000円／頭
交雑種　：18,000円／頭
乳用種　：19,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和８年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和８年５月支払分：３月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		－
	東北	青森県	－
		岩手県	－
		宮城県	－
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	－
	関東	茨城県	－
		栃木県	－
		群馬県	－
		埼玉県	－
		千葉県	－
		東京都	－
		神奈川県	－
		山梨県	－
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県	－
		石川県 ☆	－
		福井県	－
	東海	岐阜県	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県 ☆	－
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	－
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	28,743

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

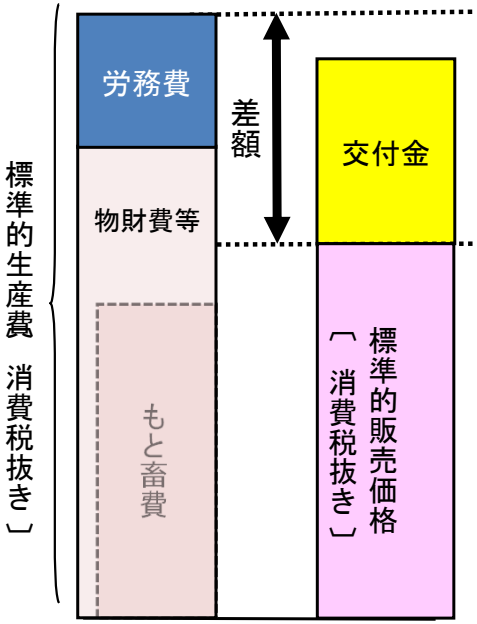
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～32,000円／頭
交雑種　：18,000円／頭
乳用種　：19,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和８年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和８年４月支払分：２月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		－
	東北	青森県	－
		岩手県	－
		宮城県	－
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	－
	関東	茨城県	－
		栃木県	－
		群馬県	－
		埼玉県	－
		千葉県	－
		東京都	－
		神奈川県	－
		山梨県	－
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県	－
		石川県	－
		福井県	－
	東海	岐阜県	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県　☆	－
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	－
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	30,357

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

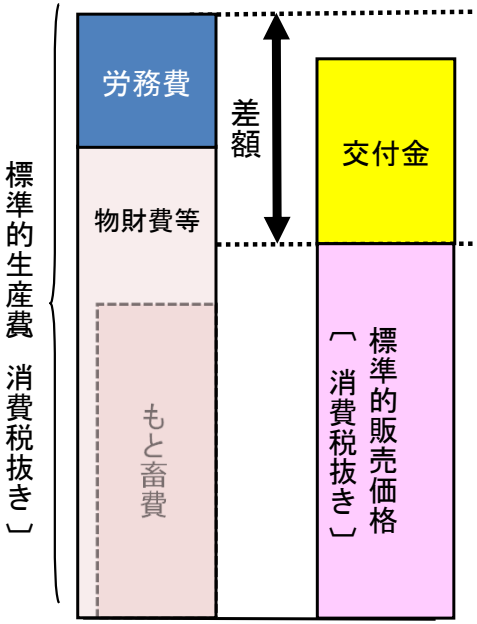
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～28,000円／頭
交雑種　：17,000円／頭
乳用種　：18,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和７年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和８年３月支払分：１月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		26,382
	東北	青森県	5,760
		岩手県	－
		宮城県	－
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	6,352
	関東	茨城県	－
		栃木県	－
		群馬県	15,681
		埼玉県	－
		千葉県	－
		東京都	－
		神奈川県	－
		山梨県	14,660
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県	－
		石川県 ☆	－
		福井県	－
	東海	岐阜県	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県 ☆	－
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	－
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	37,195

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

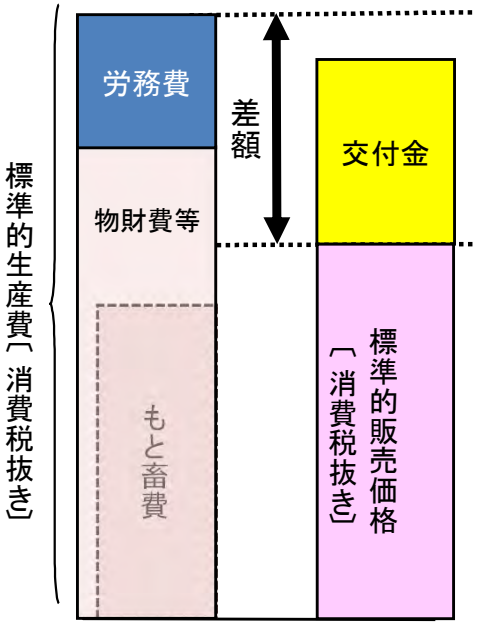
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～28,000円／頭
交雑種　：17,000円／頭
乳用種　：18,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和７年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和８年２月支払分：12月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		－
	東北	青森県	－
		岩手県	－
		宮城県	－
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	－
	関東	茨城県	－
		栃木県	－
		群馬県	－
		埼玉県	－
		千葉県	－
		東京都	－
		神奈川県	－
		山梨県	－
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県	－
		石川県　☆	－
		福井県	－
	東海	岐阜県	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県	－
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	－
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	64,852

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

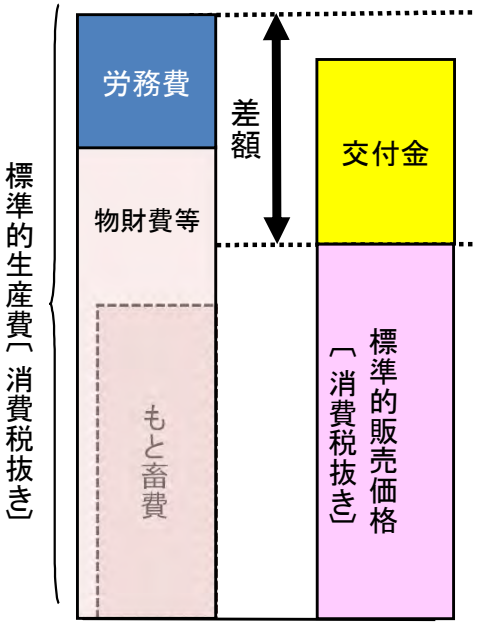
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～28,000円／頭
交雑種　：17,000円／頭
乳用種　：18,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和７年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和８年１月支払分：11月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		－
	東北	青森県	－
		岩手県	－
		宮城県	－
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	－
	関東	茨城県	－
		栃木県	－
		群馬県	－
		埼玉県	－
		千葉県	－
		東京都	－
		神奈川県	－
		山梨県	－
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県	－
		石川県 ☆	－
		福井県	－
	東海	岐阜県 ☆	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県 ☆	－
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	－
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	24,517

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

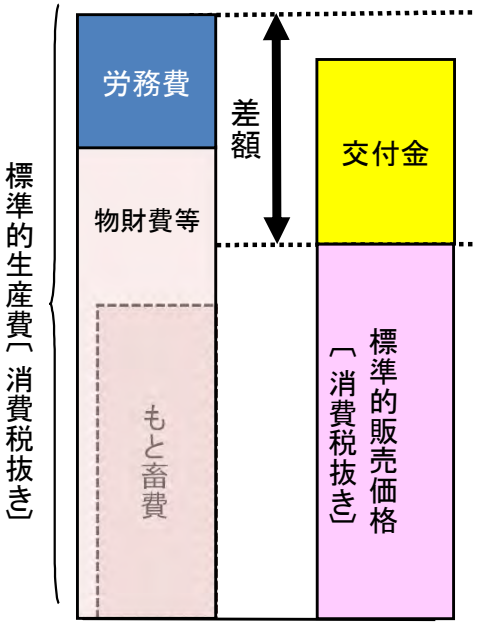
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～28,000円／頭
交雑種　：17,000円／頭
乳用種　：18,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和７年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和７年12月支払分：10月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		58,544
	東北	青森県	16,991
		岩手県	－
		宮城県	21,409
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	8,206
	関東	茨城県	11,522
		栃木県	11,583
		群馬県	34,520
		埼玉県	12,693
		千葉県	2,426
		東京都	2,267
		神奈川県	5,117
		山梨県	－
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県	－
		石川県 ☆	－
		福井県	－
	東海	岐阜県 ☆	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県 ☆	－
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	22,713
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	9,699

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

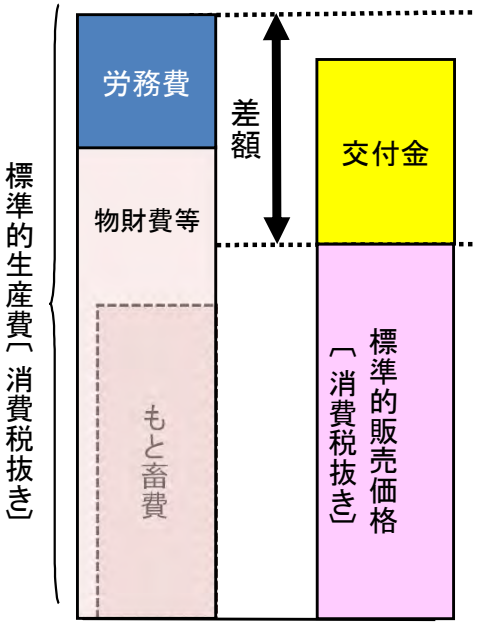
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～28,000円／頭
交雑種　：17,000円／頭
乳用種　：18,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和７年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和７年11月支払分：９月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		66,069
	東北	青森県	49,536
		岩手県	24,106
		宮城県	51,081
		秋田県	28,938
		山形県	26,164
		福島県	59,913
	関東	茨城県	30,088
		栃木県	24,397
		群馬県	46,956
		埼玉県	27,825
		千葉県	9,936
		東京都	9,159
		神奈川県	12,168
		山梨県	9,765
		長野県	6,505
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県	－
		石川県 ☆	－
		福井県	－
	東海	岐阜県	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県 ☆	－
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	23,297
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	10,432
乳用種	33,977

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

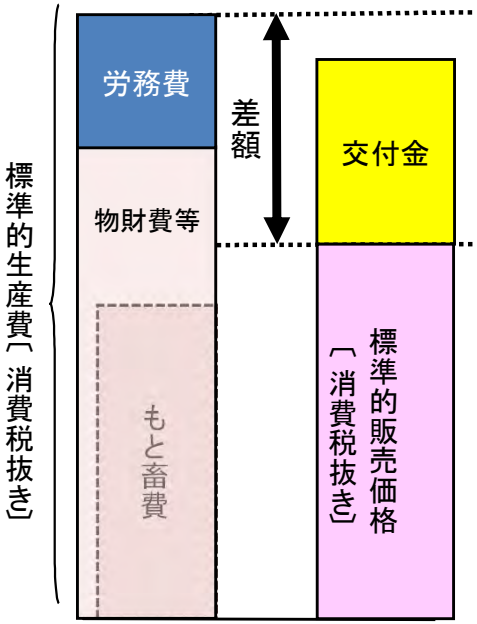
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～28,000円／頭
交雑種　：17,000円／頭
乳用種　：18,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和７年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和７年10月支払分：８月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		76,989
	東北	青森県	66,982
		岩手県	41,552
		宮城県	68,526
		秋田県	46,384
		山形県	43,610
		福島県	77,358
	関東	茨城県	49,115
		栃木県	43,424
		群馬県	65,983
		埼玉県	46,852
		千葉県	28,963
		東京都	28,186
		神奈川県	31,195
		山梨県	28,792
		長野県	25,532
		静岡県	8,754

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	44,786
		富山県	37,104
		石川県 ☆	－
		福井県 ☆	－
	東海	岐阜県 ☆	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県 ☆	68,211
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	41,899
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	693
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	7,277
乳用種	33,453

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

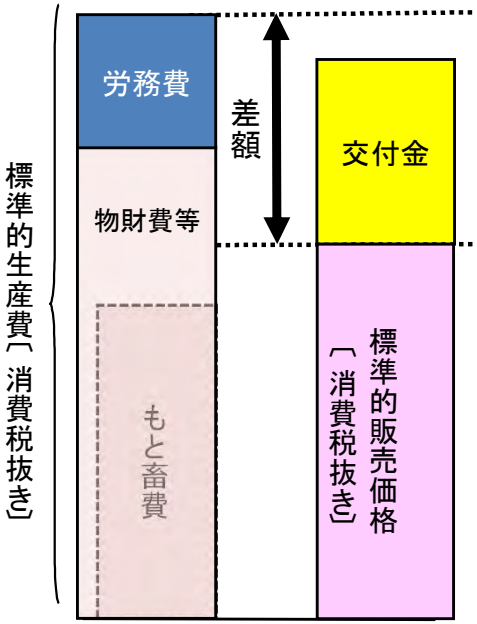
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～28,000円／頭
交雑種　：17,000円／頭
乳用種　：18,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和７年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和７年９月支払分：７月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		43,834
	東北	青森県	－
		岩手県	－
		宮城県	－
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	－
	関東	茨城県	－
		栃木県	－
		群馬県	15,164
		埼玉県	－
		千葉県	－
		東京都	－
		神奈川県	－
		山梨県	－
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県 ☆	－
		石川県 ☆	－
		福井県 ☆	－
	東海	岐阜県 ☆	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県 ☆	－
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	－
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	41,716

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

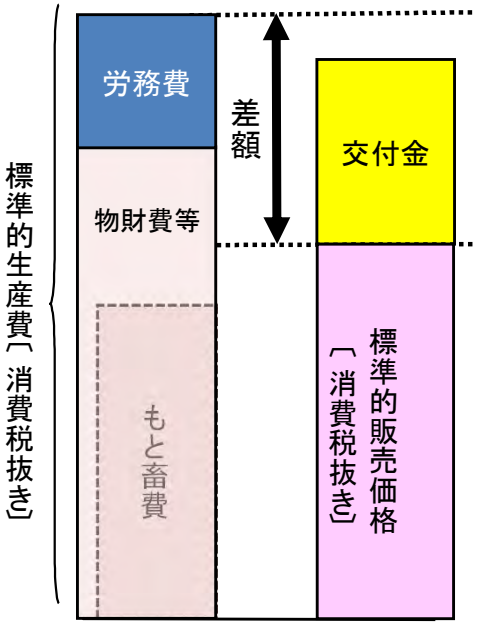
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～28,000円／頭
交雑種　：17,000円／頭
乳用種　：18,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和７年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和７年８月支払分：６月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		75,205
	東北	青森県	22,190
		岩手県	2,184
		宮城県	27,218
		秋田県	―
		山形県	―
		福島県	56,175
	関東	茨城県	22,367
		栃木県	28,027
		群馬県	43,715
		埼玉県	22,285
		千葉県	6,288
		東京都	14,742
		神奈川県	12,071
		山梨県	5,672
		長野県	8,124
		静岡県	―

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	―
		富山県	―
		石川県	―
		福井県	―
	東海	岐阜県 ☆	―
		愛知県	―
		三重県	―
	近畿	滋賀県	―
		京都府	―
		大阪府	―
		兵庫県 ☆	―
		奈良県	―
		和歌山県	―
	中国	鳥取県	9,244
		島根県	―
		岡山県	―
		広島県	―
		山口県	―

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	―
		香川県	1,946
		愛媛県	―
		高知県	―
	九州	福岡県	―
		佐賀県	―
		長崎県	―
		熊本県	―
		大分県	―
		宮崎県	―
		鹿児島県	―
	沖縄県		―

交雑種	6,866
乳用種	27,264

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

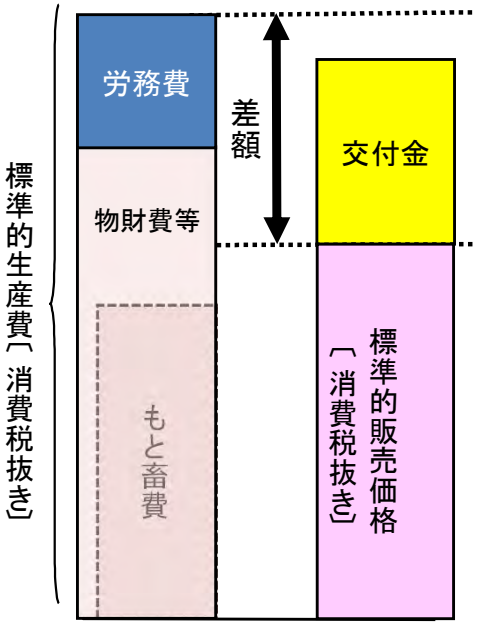
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～28,000円／頭
交雑種　：17,000円／頭
乳用種　：18,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和７年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和７年７月支払分：５月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		19,521
	東北	青森県	－
		岩手県	－
		宮城県	－
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	18,445
	関東	茨城県	－
		栃木県	－
		群馬県	5,535
		埼玉県	－
		千葉県	－
		東京都	－
		神奈川県	－
		山梨県	－
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県	－
		石川県	－
		福井県	－
	東海	岐阜県 ☆	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県 ☆	－
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	－
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	29,549

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛１頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の９割を交付金として交付。

《制度の内容》

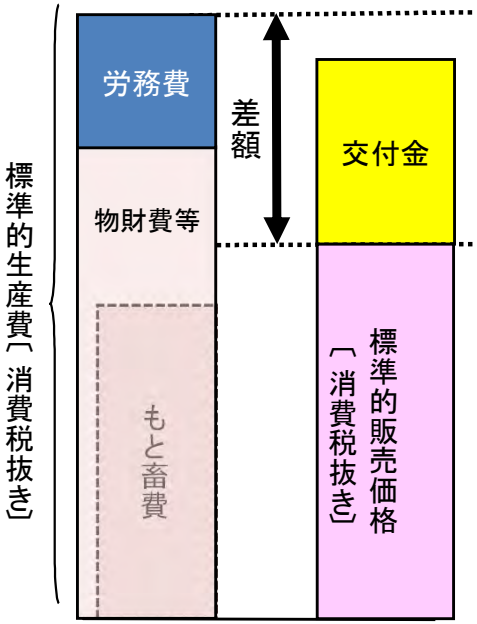
①負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １

②補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割
（肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。）

③負担金単価　肉専用種：５,000円～28,000円／頭
交雑種　：17,000円／頭
乳用種　：18,000円／頭

④対象者　　肥育牛生産者

《令和７年度所要額》　９７７億円



交付金交付状況（令和７年６月支払分：４月販売牛）

（円／頭）

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		22,460
	東北	青森県	－
		岩手県	－
		宮城県	－
		秋田県	－
		山形県	－
		福島県	267
	関東	茨城県	－
		栃木県	－
		群馬県	－
		埼玉県	－
		千葉県	－
		東京都	－
		神奈川県	－
		山梨県	－
		長野県	－
		静岡県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	－
		富山県	－
		石川県	－
		福井県	－
	東海	岐阜県 ☆	－
		愛知県	－
		三重県	－
	近畿	滋賀県	－
		京都府	－
		大阪府	－
		兵庫県 ☆	－
		奈良県	－
		和歌山県	－
	中国	鳥取県	－
		島根県	－
		岡山県	－
		広島県	－
		山口県	－

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	－
		香川県	－
		愛媛県	－
		高知県	－
	九州	福岡県	－
		佐賀県	－
		長崎県	－
		熊本県	－
		大分県	－
		宮崎県	－
		鹿児島県	－
	沖縄県		－

交雑種	－
乳用種	21,422

注１：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70（平均＋２σ）以上となるため、単独で算定。

注２：交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒